

第11章 ドゥオンラム村の保存とまちづくり

1 保存地区と条例の考え方

(1) 地区の範囲

後に示す(188p)ように、保存地区の範囲は保存地区Ⅰと保存地区Ⅱからなる。保存地区Ⅰは、モンフー集落全体に加え、すでに国指定文化財となっているミア寺・ミア神社・カムティン集落のディン・ドアイザップ集落のディン・フンフン廟・ゴクエン廟等の敷地となっている。

保存地区Ⅰも保存地区Ⅱも日本における伝統的建造物群保存地区に相当する範囲と云え、保存地区Ⅰはそのなかでも特に厳しい規制をおこなって、保存をおこなう地区である。モンフー集落以外の国指定文化財となっているものの敷地については、日本における有形文化財(建造物)の敷地指定に相当する。ベトナムの文化遺産法では、第2章で述べたように、第32条で文化遺跡地区が定義されているが、この地区については、日本における伝統的建造物群保存地区と、敷地指定という両方の考え方を含んだ運用がなされていると見てよい。今回、あえて後者を保存地区Ⅰに指定したのは、指定されている建造物の敷地の保全をおこなう目的にくわえて、ドゥオンラム村全体の保存を推進するため、モンフー集落以外の集落にも保存地区Ⅰに相当する価値高いものが数多く存在することを顕在化させるという政策的目的も含まれている。

すなわち保存範囲の考え方は、モンフー集落については集落全体を厳正に保存する方針であり、同時にすでに単体指定されている建造物についてもその敷地全体の環境を保存する方針である。そして、これらを包括する保存地区Ⅱを設定し、村全体の価値を明確にし、村全体の保存を目指すものである。

(2) 条例

条例の構成 条例は後に掲げる(189p)ように、前文と19条からなり、全体として4章構成となっている。具体的な内容は第1章と第2章に記され、第1章

の「一般規定」では、文化遺跡の定義をおこなうとともに、保存地区Ⅰ・保存地区Ⅱそれぞれに、建造物に関する規定を示している。第2章の「歴史・文化遺跡の管理・研究・保存・活用について」では、建造物や自然環境の保存についての規定の他に、経済活動、修復基金、管理委員会、インフラ施設の整備方針、手続き等について記されている。以上の構成を見ると、日本における伝統的建造物群保存地区における保存条例と保存計画の両方の内容を含んだものとなっている。

個々の内容は、後述のように今回の調査成果をふまえたもので、集落保存に対して充分に有効な内容となっている。ただし、条文を読み進むと、唐突な内容があったり、関連する内容がいくつかの条文に分散していたり、細目が定められていないものがあり、今後手直しが必要な部分も感じられる。ただ、現状の最優先課題である、古い建物の保存と新築物件の規制を明確にした点は、大きな成果といえる。今後、条文の整理改訂をおこなえば、さらに充実した条例となろう。

文化遺跡の定義 第1条では、ドゥオンラム村の文化遺跡の具体的な内容を列挙し、第1項では構築物として、ディン・寺院・塔・神社・廟・ディエム・祀堂・井戸・門・道路・民家が掲げられている。これらは煩雑に羅列されているようではあるが、第10章で述べた伝統的集落景観の重要な構成要素を網羅し、集落景観の保存のために保存すべき対象を明確にしている。

以下2項～5項では、建造物以外の遺物・古物・文書・考古遺跡・伝統職業等も掲げており、集落保存で保存すべき要素として、建造物以外の有形・無形の文化財全般をその対象とすることを謳っており、集落のかたちだけではなく、伝統全体を保存する方針が示されている。

建造物に対する規定 建造物に関する規定は主に第1章「一般規定」の第4条に示されているが、第2章「歴史・文化遺跡の管理・研究・保存・活用にい

て」の第8条・第12条にも建造物に対する修理等に際しての規定が示されており、これらを総合した内容が、日本の伝統的建造物群保存地区の保存計画に示される修理基準・修景基準・許可基準に相当する。

日本における伝統的建造物群保存地区における保存計画では、まず「保存すべき物件」(特定物件)と「それ以外の物件」(既存建物・新築建物)に分けて、保存すべき物件の場合には「修理基準」、それ以外の物件の場合には「修景基準」・「許可基準」を定めている。いっぽう、ドゥオンラム村の条例では、建物を類1・類2・類3に分類し、類1は「歴史・文化的、建築・芸術的価値をもつ建築物」(第4条)としており、この類1の建造物が日本における保存物件に相当する。なお、類2・類3をどのような定義で分類し、既存の物件をそれぞれどの分類にあてはめるかは未だ公にはされていない。実は、どの建物がそれぞれ類1・類2・類3に相当するかについては、これからの運用、事業計画の内容や規模、補助金の運用制度に関係しており、公には未だ確定していない。特に、事業費との関係もあり、今後マスタープラン(事業計画)作成との関係のなかで確定されていくという。なお、新築物件について

は、条文のなかでそのルールが明確に示されている。この点では、本条例が、まず最低保存すべきものは保存する、そして新築物件については強い規制をかけることを第一の目的として制定されたことを物語っている。

建物を類1・類2・類3と門に分け、保存地区I・保存地区IIごとに、それぞれに関連する内容を整理したものが表11-1である。なお、条文の項目としては保存地区IIに記されているが、保存地区Iにも適用されると考えられる内容もあり、表11-1は条文の項目立てにこだわらずに、内容を優先して整理したものである。

まず類1に関しては、いわゆる主屋等の建物だけでなく、敷地周囲の堀や庭も保存する方針で、敷地全体を保存することを大きな方針としていることが注目される。建造物については、具体的に保存すべき対象を、その平面および構造とし、それぞれの建物がもつ固有の形式を尊重することとしており、これは日本の伝統的建造物群保存地区における修理の考え方である、「現状修理もしくは復原的修理」という考え方と類似している。そして第12条では、その修理に際しての具体的な材質が定められている。

	保存地区I	保存地区II
類1	保存する(第4条) それぞれの建物の形式に則り保存(第4条) 家屋・庭・堀を全体を保存(第4条) 古い堀と調和させる(第12条) ラテライトもしくは煉瓦造の壁(第12条) 木造の軸部・木造小屋組(第12条) 伝統瓦(第12条) 床は、煉瓦敷もしくは土床(第12条) 柱下には緑石の礎盤(礎石)を使用(第12条) モルタルの色は濃い黄色もしくは、濁った白や青などの伝統色(第12条)	
類2・類3	瓦屋根とする(第8条) 木質に近いベンキの色を使用(第8条) 木製の軸組(第8条) 古い堀と調和させる(第12条) ラテライトもしくは煉瓦造の壁(第12条) 木造の軸部・木造小屋組(第12条) 伝統瓦(第12条) 床は、煉瓦敷もしくは土床(第12条) 柱下には緑石の礎盤(礎石)を使用(第12条) モルタルの色は濃い黄色もしくは、濁った白や青などの伝統色(第12条)	
新築	平屋建(第4条) 傾斜屋根(第4条) 伝統的材料使用(第4条) 道路に面して開口は禁止(第4条)	2階建を越えてはいけない(第4条) 道路に面しての開口は禁止(第4条) 景観に配慮した色とする(第4条) 古い建物の覆い隠す位置に新築は不可(第4条)
門	屋根付き(第4条) ラテライトもしくは煉瓦を使用(第4条) 木造の門扉(第4条)	

表11-1 条例から読み取れる建造物への規制

柱の下の礎盤石・床の仕上げ・軸組・小屋組み・壁体・屋根瓦について、その材質が規定されている。本来的には、修理すべき建造物の修理ではその建造物で本来使用されていた材質を使用することになるので、あえて材質を定める必要はないが、ここではドゥオンラム村の建物の特徴を明確にするために、あえて記されたものと考えられる。また、ある程度改変されてしまった類2や類3の建物にも適用し得るように、さらには日本における修景等にも適用し得るように記されたものであろう。

類2・類3について、第4条では「補修する際、保存地区IIの建造物管理規定に従うべきである。」とあり、この建造物管理規定は第8条の条文にあたる。しかし、第8条においては、瓦屋根にすべき点と、色についての規定がある他は、あまり具体的な規定はない。おそらく、第12条に示された内容がこの場合にも適用されると考えられる。日本の伝統的建造物群保存地区の制度で云えば、修景基準にあたるものも含まれると思われるが、この点は今後の具体的な運用を見据えて、内容が整理・充実していくものと思われる。

門については第4条でその形式を規定している。屋根付で、ラテライトもしくは煉瓦造で木造の門扉とするよう定められている。主屋のように類1～類3のような区分はせずに、伝統的形式のひとつの定型を示しているものと思われ、伝統的形式の門の修理の場合にも、また修景的な場合にも適用できる内容となっている。

新築についてみると、要点を得た具体的な規制が明記されており、この条例における最優先事項であることが伺われる。保存地区Iでは平屋建、保存地区IIでは2階建までと規定し、現状で伝統的な集落景観を崩しつつある最大の要因である高い建物の制限をおこなっている。保存地区Iでは伝統的な平屋建に限定した厳しい規制をおこない、保存地区IIではやや緩くなっているものの、3階建以上は認めない強い姿勢を打ち出している。また、建物の形についても、保存地区Iでは傾斜屋根として、伝統材料を使用することが規定されており、新築の場合も外観上は伝統形式となるような内容となっている。保

存地区IIでは景観に配慮したことのみが規定されおり、保存地区Iよりはやや緩い規制としており、保存地区Iと保存地区IIにおける運用の違いを明確にしており、この点では保存地区I・保存地区IIそれぞれの現状を踏まえて、将来の運用も見据えたものとなっている。

なお、両地区に共通する事項として、街路に面して開口部を開くことを禁止している。この点はドゥオンラム村の街路景観が開口部のない壁で構成されているという最も重要な特徴を保存すべく、両地区に共通した規制としており、建物の高さの制限とともに同様に、条例のなかでもかなり重要な条項といえる。

以上のように建造物に関する規定については、是非とも保存すべき物件（類1）と新築物件については、調査成果にもとづいて、具体的なルールを設定している。その中間的なものについては、まだ明確になっていない部分が多く、この点は今後の検討課題であろう。

道路・周辺環境に関する規定 第4条では、上記の建造物に関する規定と同時に、道路や周辺環境の保存に関わる規定も定められている。

すなわち、道路の位置・幅の変更を禁止し、集落構造の基本となる道路構成の保存をおこなう方針を明確に打ち出している。

また周辺環境を構成する、池・湖・田圃の用途変更を禁止し、周辺環境の保全とともに、将来の懸念材料であった集落周縁部の宅地化にともなう伝統的集落形態の崩壊を防ぐ内容となっており、この点も本条例のなかでは重要な条項といえる。

また第9条では、樹木等の管理にも言及しており、保存地区Iにおいては、樹木の伐採を許可制度とし、いっぽう植樹についても定められた計画にもとづいておこなうように規定している。

以上のように本条例では建造物だけでなく、伝統的集落景観を構成するさまざまな要素についても、その保存のための方策を示しており、集落景観全体を保存してゆくという方針が明確に読み取れる。

管理上の規定 第7条においては、保存地区Iにおいては自動車等のエンジン付の交通手段の通行を禁

止し、必要な場合は、ソンタイ市人民委員会がその時間と経路を定めることとしている。また、地区内での騒音・震動・火・公害を発する工業技術の使用も制限されており、集落景観という目に見えるかたちだけでなく、集落内の環境の保全にも言及していることは注目される。

また、第10条では地元の宗教儀礼を尊重することとし、そして祭礼の復興も謳っており、ベトナム農村集落における無形文化財の保存・再興の方針を示している。

修復基金 第10条では、修復基金について記されている。修復基金は個人もしくは団体の寄付によって成立するものとし、修復基金はソンタイ市人民委員会が管理することとなっている。また、遺跡に関連したサービス業をおこなって利益を得た者に対しては、基金への寄付を義務化している。修復に関わる基金の基盤を担保するとともに、集落の観光化とともに得られた利益を公共でプールし、それを修復費用に充てることによって、利益を再分配しようとする周到な戦略が読み取れる。

ドゥオンラム村遺跡管理委員会 第13条には管理委員会の構成メンバーが記されている。その構成メンバーは、ソンタイ市の行政担当者を主として、ドゥオンラム村の行政担当者と住民代表である村内各集落長としている。注目すべきは、その中心となるソンタイ市の構成メンバーで、文化遺産を管轄する文化情報部局だけではなく、環境部局・財政部局・開発部局等も参加している。これは、ドゥオンラム村では文化財的保存だけでなく、伝統的集落保存を活かした地域づくりをおこなってゆこうとする市の基本姿勢が明確に打ち出されているところが注目される。

インフラ整備の方針 第14条には、インフラ整備についても記されている。まず、街路灯の設置に対する規制として、村の伝統的景観を阻害しない形式にすることとし、約50m～60mの間隔で、ナトリウム灯もしくは、高圧電球を使用することとしている。

また、規制というよりは、事業方針に近い内容ではあるが、街路灯の給電線・各戸への給電線や通信線は地中化し、これらにかかるトランク・通信ボッ

クスも地中化することとしている。また、具体的な内容は記されていないが、排水系統・下水道系統、廃棄物収集系統の改善も謳っており、集落景観の保存と同時に、住環境の保全向上も目指すことが示されている。

調査研究と条例 今回の調査研究から得られたドゥオンラム村の伝統的集落としての特徴と保存すべき具体的要素を第10章にまとめているが、今回制定された条例はその内容を踏まえたものとなっており、現段階ではかなり有効な条例が制定されたと考える。とはいっても、日本的な理解で条例を読むと、ちぐはぐに見える点や、理解しづらい点が無いことはない。また、これら条文についての日本とベトナム間の議論のなかでも、日本側には結局その運用について理解し得なかった点もあった。ただし、これは日本とベトナムにおける社会構造の違いによる条例の運用や補助金の運用の違いに起因するものであり、本条例は日本側が提示した日本における制度を参考にしながら、ベトナムの社会状況に合わせた内容となっている。(島田敏男)



図11-1 ドゥオンラム村保存地区範囲図

ードゥオンラム村の保存条例一

ハタイ省人民委員会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

ドゥオンラム古村遺跡の管理・保存・補修・活用に関する条例

(ソンタイ市人民委員会2006年5月15日付決定第68号公布)

古いドゥオンラム村は、モンフー、カムティン、ドンサン、ドアイザップ、カムラム、フーカン、フンティン、ハタン、ヴァンミエウの9つの集落から成り立つ。以前、カム・ザ・ティン総に属しており、民間での通称はケ・ミアとされていた。古い村・集落の保存企画の中心とされるのはモンフー集落である。他集落のドンサン、ドアイザップ、カムティン、カムラムの保存地区と定められた代表的古民家、歴史・文化遺跡、他の古い建築物、代表的景観も、文化遺産とされ、ドゥオンラム村の古い雰囲気をもたらし、政府・集団・個人の各所有形式が混在している。ドゥオンラム村の独特な遺跡を管理・保存・活用できるように、本規制は、ドゥオンラム村にある遺跡の管理・保存・補修・活用に関して、詳細に定める。

第1章 一般的規定

第1条. ドゥオンラム村の歴史・文化遺跡とは：

1. 各古い建築物（集会場、寺、廟、監視所、井戸、市場、古民家...）
2. 地方の歴史・文化、伝統に輝いた英雄、死士、名人、志士などを想念するために、建設された他の文化的建造物。
3. 各遺跡、遺物、古物、原物の資料・文書、またドゥオンラム村の人民の愛国運動、革命運動を反映する、歴史・科学・文学・芸術的価値を有する作品など
4. 各遺址、考古遺跡
5. 保存すべき伝統職業、祭り

第2条. ハタイ省人民委員会は、各遺跡の管理を、文化情報省の決定で定められた保存地区の全面的政府管理と共にを行う事に関しては、全員一致の結論に達した。

第3条. ハタイ省の各機関は、その機能、義務と合わせ、ハタイ省人民委員会の助言者となるべきである。ドゥオンラム村内における、遺跡保存活動に関する政府の管理活動は、遺跡の研究・発見・点検活動を管理すること、遺跡の保護・修理・修復・保管・活用制度を具体的に定めること、土地の使用、また保存地区にある建築物を管理することを含める。ソンタイ市人民委員会は、ドゥオンラム村の遺跡を管理・保存・補修・活用することにおいては、ドゥオンラム村の遺跡管理委員会を指導する義務を持つ。ドゥオンラム村人民委員会は、村にある遺跡を保護・活用すること、特に建設秩序を管理し、古い村・集落の建設・保存・修復、火災予防活動、社会秩序安全に関する政府・ハタイ省・ソンタイ市の規則を普及させることにおいては、関連機関と厳密に連携を取りする義務を持つ。

第4条. ドゥオンラム村は二つの保存地区に分けられている。

保存地区 I：モンフー集落の全ての建築物（個人所有の建築物と政府の管理の下にある建築物）、指定された、またされていない歴史・文化遺跡；無形文化財... を含めている。歴史・文化的、建築・芸術的価値を有する伝統家屋に対しては、保存方針は、個々の世帯の平面構造の原則に沿って適用される。家、庭、壁も含め、家屋の現有の平面構造ができる

だけ保存する。

道路に面する家屋に対しては、一階建てで、傾斜の屋根という原則に従って、伝統的建築資材で建造する。絶対道路に面して窓を開けてはいけない。

保存地区Ⅱ：指定された、またされていない各歴史・文化遺跡、取り上げられた代表的な価値を有する各古い家屋、各無形文化財などを含めているドンサン・ドアイザップ・カムティンの三集落の全ての建造物。

モンフー・カムティン・ドンサン・ドアイザップの四集落内にある現在の土地の面積や現有の道路を維持する。集落内にある道路の位置や幅を変えてはいけない。

モンフー集落と同様に、類1の家屋を保存する。類2、3の家屋に対しては、補修する際、保存地区Ⅱの建造管理規制に従うべきである。各種の門に対しては、補修する際、ラテライト（紅土）や煉瓦を使用する必要がある。屋根付き、また木材の門の現状を保存する。

保存地区Ⅱにある家屋に対しては、家庭、壁を含めている家屋の現在の平面構造を維持する。建設された各建造物の現状を認める。新しい建造物を建設する際、下記の原則に従わなければならない。

- ・高さは、二階建てを超えず、傾斜の屋根。
- ・道路に面して、窓を開けてはいけない。
- ・色はドゥオンラム村の一般的な景観に適合する。

ドゥオンラム村の保存地区では、モンフー、カムティン、ドンサン、ドアイザップの4集落の全ての周辺景観も保存地区と定められている。保存地区Ⅱの池、湖、田んぼなども使用目的を変えてはならない。

第5条.

1. ハタイ省人民委員会は、各政府の機関、社会組織、経済組織、国内・海外の個人のドゥオンラム村の歴史・文化遺跡の保護・修復活動に貢献することを勧める。

2. 遺跡の復元・修理活動も含め、保存地区で行う全ての活動は、火災予防を保証し、文化遺産法、宗教・信仰法令、基本建設法の現行規則に従わなければならない。

3. 遺跡の破壊・形変化・占有・不法使用・不法売買、また遺跡の価値を壊す行為を厳禁する。違反者を発見した者は、適切な処理方法が出されるように、ドゥオンラム村人民委員会、遺跡管理委員会、ソンタイ市の文化情報所・公安・人民委員会などに通報しなければならない。

第2章 歴史・文化遺跡の管理・研究・保存・活用について

第6条.

1. 保存活動に関するドゥオンラム村内における政府の管理活動は、遺跡の研究・発見・点検を管理すること、遺跡の類型を確かめ、また遺跡として認可されるように、政府に要求すること、遺跡に関する各計画・企画を設立・施行すること、保護・修復制度に関する具体的な規定の実行を管理すること、保存地区で行う活動の検査・視察に関する政府の文書を発布することを含める。

2. ソンタイ市文化情報所は、保存活動を政府的管理することにおいて、ソンタイ市人民委員会に助言する義務を持つ。また、ハタイ省遺跡管理委員会、経済・都市インフラストラクチャー所、資源環境所、ソンタイ市司法所、ドゥオンラム村人民委員会と合わせ、ドゥオンラム村における遺跡保存活動に関する政府的管理活動において、ソンタイ市人民委員会に助言する義務を持つ。

7条. 保存地区Ⅰ

1. 村・集落における自動車、エンジン付きの交通手段、トラクターの曳く荷車などの通行を禁止する。必要な場合、ソンタイ市の人民委員会は各交通手段の通行可能の具体的な線路と時間帯を定める。

2. 法的権限を有する政府の機関によって定められた標準を超えた、騒音・振動・火災・公害をもたらす工業技術の適用を禁止する。

第8条. 保存地区Ⅱ

具体的な位置によって、建造物の調節・建設が許されるが、建築の面のみならず、村の景観の面でも、

村・集落の価値を高めることに貢献しなくてはならない。

古い家屋の正面を覆い隠す建造物を新たに建造してはいけない。各建造物、またその周辺にある建造物の位置、特徴によって、ベトナム風瓦の屋根、木の色と同様な色のベンキ、木材の骨組みが許される。本来の伝統壁・塀、門、小道のシステムを保存しなくてはならない。新築、また改造の場合は、伝統式が勧められる。

庭園家屋、また別邸式の建築物の場合は、景観を壊す全ての補修・改造・新築は許されない。現代的建造物が目立たないように、各種の木を植えることが勧められる。

第9条.

1. 各保存地区にある樹木を注意深く保護する必要がある。

2. 村・集落、保存地区、特に保存地区Ⅰにおける木植えは、認可された計画の通りに実行しなければならない。

3. 村・集落、また保存地区、特に保存地区Ⅰにある木、樹木の枝・根の切り取りはドゥオンラム村の管理委員会の許可を受けなければならない。事故などを起こし得る樹木の倒壊などの緊急な場合は例外とされるが、切り取った後はドゥオンラム村の管理委員会に報告しなければならない。

第10条.

1. ドゥオンラム村の歴史・文化遺跡の全ての研究活動は法的権限を有する機関の許可を受けなければならない。

2. 全ての遺跡に対し、その類型の機能と合った活用をしなければならない。

3. 保存地区における全ての経営活動は法的権限を有する機関の許可を受けなければならない。保存地区Ⅰの場合は、ソンタイ市人民委員会の許可書、さらに法的権限を有する機関による経営許可書も必要とされる。

4. 歴史・文化遺跡である集会場、寺、代々の先祖を祭る寺、廟などで行う信仰活動は自由で、尊重す

べきである。伝統祭りに関しては、多様性を有する、活気に満ちたような活動が勧められる。祭りを開催する個人、また集団は、祭りの内容・形式をソンタイ市文化情報所に報告し、その上、ソンタイ市人民委員会の許可を受けなければならない。

5. ドゥオンラム村の観光客は、ドゥオンラム村の文化・自然遺産の保護活動に貢献するため、ドゥオンラム村の遺跡観光案内所にてチケットを求めなければならない。さらに、ベトナム政府の法理的規則に従い、各遺跡の規則を尊重すべきである。

6. 各遺跡の影響でサービス業を営む経済組織はソンタイ市人民会によるドゥオンラム村遺跡修復基金に寄付する義務を持つ。

7. 個人・集団の寄付による遺跡修復基金は、ドゥオンラム村遺跡管理委員会を通して、ソンタイ市人民委員会によって管理される。

第11条. 各建築物、技術的インフラストラクチャー建設物、宣伝建設物などを含め、全ての改造・補修・新築の建造物に対しては、省、また市の法的権限を有する機関から許可を受、下記の規則に従わなければならない。

1. 建造物の現状、遺跡地区の総体における位置に関するファイルをつくる。

2. 規定に沿って施行可能の投資プロジェクト、技術報告をつくる。

3. 改造・補修・新築の方案は文化遺産法、建設法、法的権限を有する機関に認められている基本的投资・建設規則に従わなければならない。

第12条. 保存修復補修に際する、建材、形、色に関する規定

1. 壁：建造物の以前の壁と合わせる。

2. 建材：ラテライト、煉瓦、木造の屋根、小屋組み、木造の柱システム。

3. 家屋の骨組み、小屋組み、建具：建設当初の家や遺構に使われていた木材で作られるべきである。

4. 屋根：傾斜屋根でテラコッタ瓦葺き（伝統的瓦として、魚うろこ式の屋根瓦や靴の先のように反った瓦を用いる）。

5. 床、庭の仕上げ： バッチャンレンガ敷き、または土床とし、柱脚には緑石の礎盤を用いる。
6. 色：濃い黄色、濁った白、青などの伝統的なモルタルのみを使用する。現代的建材、また古い家屋の本来の色とふさわしくない色を有する他建材を使用してはいけない。
7. 現状保存：建造物の構造や建築スタイルは現状を維持し、建築はベトナムの古い村の伝統建築様式を維持させなくてはならない。

第13条. ドゥオンラム村遺跡管理委員会の構成：

- ソンタイ市文化情報所
- ソンタイ市資源・環境所
- ソンタイ市経済・都市インフラストラクチャー
- ソンタイ市財政・計画所
- ソンタイ市司法所
- ドゥオンラム村人民委員会
- ドンサン、ドアイザップ、カムティン、モンフーの四集落の集落長
- ドゥオンラム村の遺跡の直接保護者

第14条. 歴史・文化、宗教、信仰の遺跡の場合：

1. 歴史・文化遺跡として認められている建造物の場合：
 - 各建造物の本来有する独特な建築スタイルがなくならないように、保存し、復元する。
 - 遺跡の目的外れの使用に歯止めをかけ、土地の侵犯、不法使用などを予防するため、保存地区Iの保護範囲を定める。
 - 規定外の改造・新築の場合は、法的権限を有する機関の許可を受けなければならない。
2. 指定されていない歴史・文化遺跡である建造物の場合：
ハタイ省の人民委員会、文化情報省の指定許可を請求し、またハタイ省の遺跡管理委員会の保存分類に貢献するために、遺跡の歴史・文化的、建築・芸術的価値を研究・検討する。
3. 照明系統
 - 照明系統は、ドゥオンラム村の雰囲気と適合するように改めていく必要がある。蛍光灯を使って

はいけない。その代わりに、ナトリウム灯、また高圧電球を使用していく。

- 街灯柱は、村・集落の道路系統の景観と適合するように改めていく必要がある。各街灯柱の間の平均間隔は50m～60mにする。

4. 通信系統

- 街灯柱・電線にかけられている現在の通信系統を電気系統とともに表面下設計に改めていく。
- 電気のエンジンボックス、通信ボックスは、村全体のエンジンシステムと合わせ、表面下式で設計する必要がある。
- 脱水系統を改進し、脱水溝はコンクリートのふたが必要となる。
- 排水は、地区の主な下水道系統に排出する前に、自壊タンク、また半自壊タンクによる下水処理が必要となる。
- ドゥオンラム村全体の下水道系統を改めていく。
- 現在の廃物収集系統を改めていく。
- 交通妨害、公害などの原因である家畜、家禽（水牛、牛、豚、犬、鶏…）の放しを厳禁する。

5. 給水系統

- 地下井戸・水槽も含め、村・集落の道路の面積を侵犯した井戸掘り、また水槽の建造をしてはいけない。
- 古い井戸を復元し、水の衛生安全も保証する。

第15条. ドゥオンラム村における各建造物の改造・建設に関する諮問・設計組織、設計ファイルに対する規定

1. 諮問・設計組織の場合：

個人所有である家屋も含め、ドゥオンラム村における建造物の設計・改造・建造は、法人資格・開業許可を有する有責諮問・設計機関によって実行されなければならない。民の古い家屋を補修する場合、文化情報局は無料設計の指導を施行する。

2. 実施組織の場合：

個人所有である家屋も含め、ドゥオンラム村における各建造物の改造・建造は法人資格・開業許可を有する実施組織によって、審査された設計に沿って、実行されなければならない。

第16条.

各建築物の分類・調整活動は、ソンタイ市人民委員会に通過させられた後、ドゥオンラム村遺跡管理委員会によって定められ、また文書で遺跡の持ち主、ドゥオンラム村人民委員会に知らせなければならぬ。

保存地区Ⅰにおける主な道路の拡張を禁止する。以前の古い道、小道を復元する必要がある。また、保存地区Ⅰの古民家、周辺景観を壊さない限り、火災予防のために必要となる道路造りは可能とされる。

第3章 報奨と違反処理

第17条.

本臨時規制で定められているドゥオンラム村遺跡保護活動に積極的に貢献した個人・集団はソンタイ市人民委員会に、ベトナム政府の規制に応じて、報奨される。

第18条.

遺跡保護・活用に関する法的規則、また本規制で定められている規則を違反した個人・集団は、行政違反処罰法令に応じて、処罰され、また法律上での追訴をされる。

第4章 最後の項目

第19条. 本規制は、署名されて以来、15日目から法律上で有効となる。

本規制と異なったソンタイ市人民委員会とソンタイ市に属する行政機関の以前の規定は全て廃止される。本規制を施行する過程において、個人・集団の訴える問題、不明点に関しては、ソンタイ市人民委員会は受け入れ、検討し、ハタイ省人民委員会に訂正・補充を要求する。